

第五次

袖ヶ浦市

子ども読書活動推進計画

令和8年度～令和13年度



令和8年3月
袖ヶ浦市教育委員会

はじめに

子どもたちが本と出会うことは、未来を育むことに繋がります。読書は、言葉を学び、心を育み、豊かな発想力を養う、かけがえのない経験をもたらすとともに、子どもたちの視野を広げ、想像力を刺激し、困難に立ち向かう力を与えてくれます。また、文字を理解できない乳幼児にとっても絵本の読み聞かせは特別な意味を持っており、保護者との温かい触れ合いや優しい言葉を通して、自分が深く愛されていることを実感します。

本市では、平成19年に「袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定して以降、様々な活動に取り組み、令和3年には、令和7年度までの5年間を計画期間とする「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域、学校の連携・協働による読書体験を通して、子どもたちが知識や興味を広げられるように努めてまいりました。

現在、デジタル社会の進展や、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備の整備など、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化してきています。子どもたちの生活には、SNSやゲーム等の電子メディア情報が溢れており、「活字離れ」「読書離れ」が憂慮されております。将来の予測が困難なVUCAと言われる時代の中で、子どもたちが自己肯定感を持ち、多様な社会性を尊重し、持続可能な社会の創り手となることが求められていることから、子どもたちの読解力や想像力、思考力、表現力を養う必要があります。

このたび策定する「第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」では、第四次計画の基本方針や理念を引き継ぐとともに、課題解決に向けた新たな取組を行います。

未来の袖ヶ浦市を担う全ての子どもたちが本と出会うことで、より豊かな人生を送れるように、また、「読書が好き！」と言える子どもの育成と、「読書のまち ぞでがうら」の実現に向け、積極的に活動を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定検討委員会や検討部会の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に対し、深く感謝申し上げます。

令和8年3月

袖ヶ浦市教育委員会教育長 鵜田 道雄



目 次

第1章 第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の位置付け	2
第2章 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化	3
第3章 第四次計画期間における取組の推進状況	5
1 第四次計画における目標指標の実績	5
2 第四次計画期間の成果及び課題	6
3 子どもの読書に関するアンケート・インタビュー調査.....	10
第4章 第五次計画の基本的な方針	13
1 基本理念	13
2 基本方針	14
第5章 第五次計画の具体的な取組	15
1 読書に親しむ機会の充実	16
2 読書環境の整備	18
3 普及啓発活動の推進	19
第6章 方策の効果的な推進に必要な事項	20
1 方策の推進体制	20
2 目標とする数値	21
関係資料	22

第1章 第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、国では平成12年を「子ども読書年」と定め、平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律¹」が施行されました。この法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを、国や地方自治体の責務と定めています。

これを受け、翌年、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第一次基本計画を策定しました。以降、5年ごとに新たな計画が策定され、令和5年に第五次基本計画を策定しました。

その間、平成18年に「教育基本法」、平成20年に「社会教育法」と「図書館法」、平成26年には「学校図書館法」が改正され、子どもの読書活動に関する法制上の整備が行われるとともに、平成17年に「文字・活字文化振興法²」の制定、平成22年を「国民読書年³」と定め、官民が一体となった取組が行われてきました。

千葉県においては、国の基本計画に基づき、平成15年に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定して以来、平成22年に第二次計画、以降5年ごとに新たな計画が策定され、令和7年には第五次計画が策定されました。

本市においても県の動向を踏まえ、平成19年に「袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年には第二次計画、平成28年に第三次計画、令和3年には第四次計画を策定しました。その間、子どもの読書環境の整備に取り組むとともに、子どもの読書に関する様々な活動を推進してきましたが、令和7年度をもって、「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」が最終年度を迎えます。

VUCA⁴の時代において、子どもたちが自己肯定感を持ち、多様な社会性を尊重し、持続可能な社会の創り手となることが求められており、子どもたちの読解力や想像力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠です。

また、近年、新型コロナウイルス感染症の影響や、GIGA スクール構想による学校のICT環境の整備によりデジタル社会化が加速し、子どもを取り巻く読書環境も大きな変化の中にあります。

このようなことから、これまでの取組の成果や課題を明らかにし、子ども読書活動の一層の推進と「読書のまち そでがうら」の充実を図るため、「第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

¹ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」 資料P29参照

² 「文字・活字文化振興法」 資料P31参照

³ 「国民読書年」 資料P33参照・・・「国民読書年に関する決議」

⁴ VUCA Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の4つの単語の頭文字をとった言葉で、先行きが不透明で、将来の予測が困難な状態を意味します。

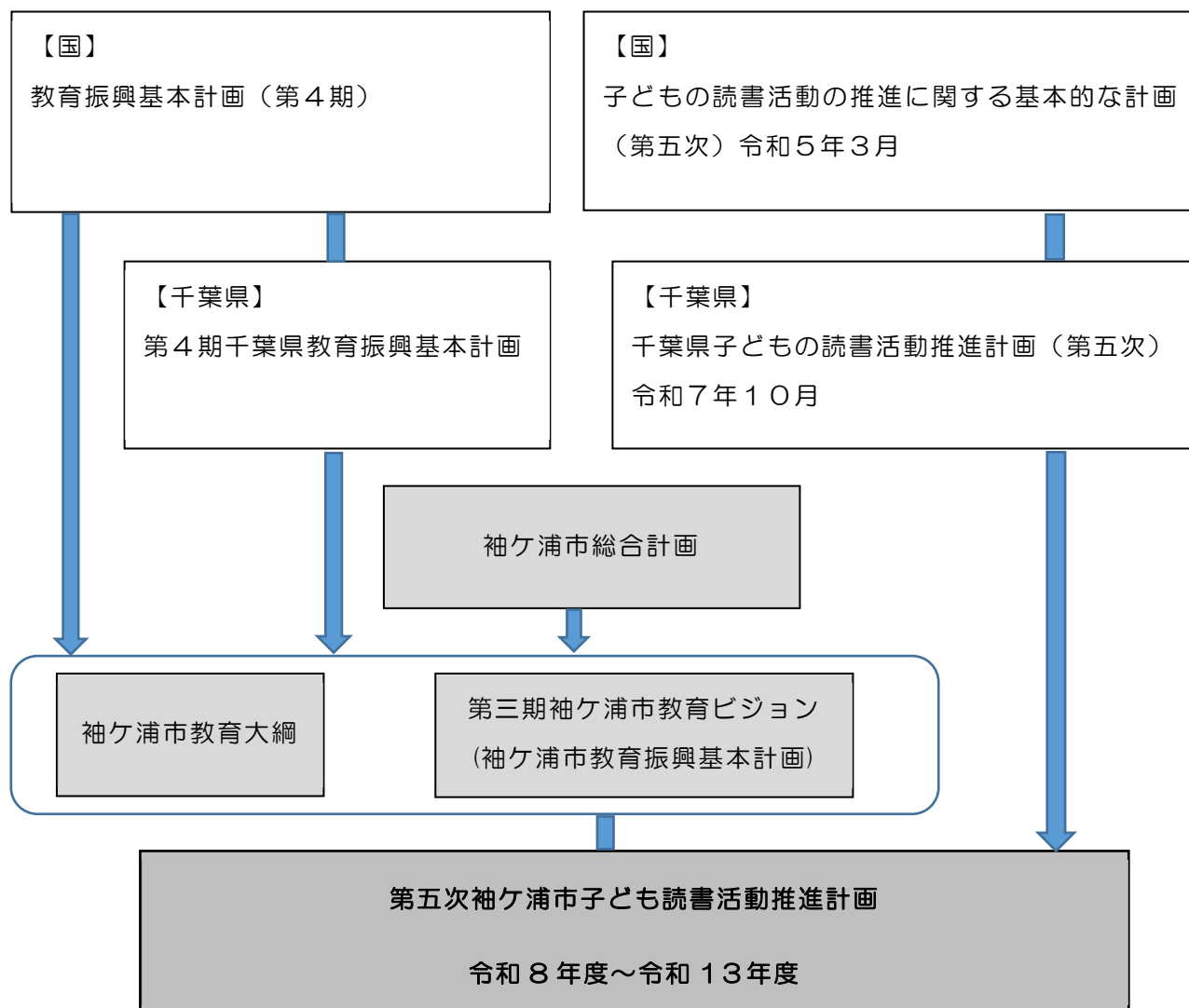
2 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するために定めた第五次の計画です。

本市の基本的な施策を体系的に定めた「袖ヶ浦市総合計画」、本市の教育の更なる充実に向けた指針である「袖ヶ浦市教育大綱」、本市の教育目標及び基本方針を明らかにした「袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」と整合性を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。



第2章 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

1 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」の閣議決定

令和5年3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」においては、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、①不読率⁵の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとされています。

2 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年度法律第49号）」が令和元年6月に施行されました。障害の有無にかかわらず、すべての国民が読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を等しく享受することができる社会の実現に向けて、国や地方公共団体が視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ効果的に推進することが求められています。また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー推進計画）を策定、令和7年3月より第2期計画が策定されています。

3 教育におけるデジタル化の進展

令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。また、「デジタル田園都市国家構想」を目指し、令和4年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においてはGIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくことが示されました。

図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されています。

⁵ 不読率 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合

4 第6次「学校図書館整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画は、すべての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充が求められています。

5 自治体経営に求められる「SDGs」との関わり

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

このSDGsを達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたってはSDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市「袖ヶ浦市総合計画」「袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGsの達成に貢献することとしています。そのため、第四次計画より引き続き、SDGsの17の目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供することを目的に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3章 第四次計画期間における取組の推進状況

1 第四次計画における目標指標の実績

評価指標		第四次計画 目標値	令和6年度 実績値
① 読書が好きな子どもの割合	小6	83%	86%
	中3	83%	78%
② 1か月に1冊も 本を読まない児童・生徒の割合	小6	18%	9%
	中3	30%	24%
③ 小中学校の学校図書館における 一人あたりの本の貸出冊数	小	60冊	83.2冊
	中	20冊	14.6冊
④ 蔵書率100%に達している 市内小中学校の数	小	全校	5 / 7校
	中	全校	4 / 5校
⑤ 学校司書を配置している 市内小中学校の数	小	全校	全校
	中	全校	全校
⑥ こどもの読書週間記念行事 参加人数		900人	972人



2 第四次計画期間の成果及び課題

成果は○、課題は▲で記載しています。

【読書に親しむ機会の充実】

(1) 家庭・地域における取組

○4 か月児教室での「ブックスタート」に加え、交流センター図書室では、ボランティアによる「すきすき絵本タイム」を活用し、地域の子どもたちに親しみやすい読書の機会を提供しました。

○公民館講座等において、図書室の利用や学習テーマに関連した図書の展示・閲覧を行うことで、様々な本に触れ、学ぶ機会をつくることができました。

(2) 学校・保育所等における取組

○公立の幼稚園、保育所では公立図書館による出張おはなし会を活用するとともに、袖ヶ浦高校の生徒による読み聞かせなど、子どもたちと生徒との交流を図る機会を設けました。

○各学校では読書祭りや読書週間等の企画の中で、図書委員が中心となって読み聞かせやおすすめ図書展示などを行うことで、児童・生徒が本に親しむ機会を創出しました。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、大型テレビを活用した絵本の読み聞かせを行いました。

○全校一斉の読書活動を推進することで、すべての児童が日常的に読書に取り組むことができました。さらに、学校図書館運営計画に基づき、効果的な読書活動を実践し、年度末にはアンケートを実施して活動の成果を評価しました。

▲図書委員やボランティアを活用した読書推進キャンペーンを充実させ、読書が好きな子どもを増やしていけるよう、より読書に親しむ機会を創出することが必要です。

(3) 公立図書館における取組

○「おはなし会」「えほんのひろば」「おひざにだっこのおはなし会」などのイベントを開催し、読み聞かせの楽しさを伝えることができました。なお、「おはなし会」については、新型コロナウイルスの影響により中止としていた時期もありましたが、予約制に変更するなど実施方法を変更し、早めに再開することができました。また、新型コロナウイルス感染防止のため中止としていた交流センター図書室でのボランティアによる「すきすき絵本タイム」を再開し、地域の子どもたちに親しみやすい読書の機会を提供しました。

○市内教育施設、子育て支援施設などへの出張おはなし会や、「こどもの読書週間記念行事」などのイベントの開催など、読書への関心を高める活動により、幅広い子どもたちに読書の魅力を届けることができました。

○図書館では0歳から乳幼児が「絵本」と親しむ機会を作るとともに、絵本を通して親子がふれあい、絆を深めることを目的に、4か月児教室で「ブックスタート」を実施しました。新型コロナウイルス感染防止のため、4か月児教室が中止となっていた期間も、図書館で実施するなど、絵本の読み聞かせ体験とプレゼントを通じて、親子の触れ合いを促進しました。また、同時に、図書館利用券の発行を促し、その後の図書館利用へとつなげることができました。

▲出張おはなし会の参加者は増加したものの、館内おはなし会・スタンプラリーの参加者は減少しています。創意工夫を行い、スタンプラリー等の充実を図っていく必要があります。

(4) 行政における取組

○「図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を推進し、小中学校では日常の授業で調べ学習に取り組み、子どもたちの学習意欲の向上と情報活用能力の育成を図ることができました。

▲生活環境の変化や様々なメディアの発展などにより、子どもの「読書離れ」が憂慮されていることから、調べ学習等を活用し、自主的な読書活動を推進していく必要があります。

【読書環境の整備】

(1) 家庭・地域における取組

○公立図書館と交流センターで職員同士が連携し、乳幼児向けの絵本の読み聞かせ講座を定期的に開催することで、質の高い講座を提供することができました。

(2) 学校・保育所等における取組

○幼稚園では季節や発達段階に合わせた絵本の選定をしました。また、絵本カードを活用して感想を共有することで、家庭での読書を促進しました。

○保育所では絵本の定期的な修繕と年1回の点検・分類を行い、質の高い絵本を維持するとともに、廊下などアクセスしやすい場所に絵本コーナーを設置することで、子どもたちが自由に絵本に触れられる環境を整備しました。これらの取組を通じて、子どもたちの読書への興味関心を高め、主体的な読書習慣を育みました。

○図書流通システムを通じて他校や公立図書館の関連図書資料を相互に活用することで、児童生徒の調べ学習等を効果的に進めることができました。

▲児童生徒の興味関心や発達段階に合わせた様々な資料を提供することは、調べ学習等において重要であることから、各学校間の図書の流通を図る「図書流通システム」を活用した読書環境の充実を図り、きめ細やかな支援を行う必要があります。

▲教職員向けオリエンテーションを実施し、学校図書館の活用方法等について周知を図る必要があります。

(3) 公立図書館における取組

○3年周期ではなし会ボランティア養成講座（初級編、中級編、スキルアップ講座）、およびブックスタートボランティア養成講座を実施し、計画的な養成とスキルの向上を図りました。また、ベテランボランティアが新任者への指導を行うことで講座内容の充実を図るとともに、継続的な活動支援も行いました。

○外国語の児童書や国際理解を深める資料を充実させ、日本語を母語としない児童・生徒に対して多言語対応の電子絵本を提供できるようPRするとともに、令和4年度より図書流通システムを活用したデイジー図書⁶による読書支援サービスを開始し、多様なニーズに対応した誰もが読書を楽しめる環境を構築することができました。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本の除菌機を導入するなど、対策にも努めました。

▲障がいなどの理由で読書が難しい子どもたちの読書環境の確保のために、読書バリアフリーを進める必要があります。

(4) 行政における取組

○学校図書館支援センターによる学校図書館への支援を強化し、情報提供や研修を通じて学校司書の質の向上を図りました。また、公立図書館、博物館との連携を強化し、図書資料や教材の共有を促進することで、学校図書館における読書教育を支援しました。

▲子どもの読書環境を整えるためには、関係機関との連携や情報・課題の共有化が重要であることから、子ども読書活動推進会議⁷を通じ、課題解決に向け情報連携を強化していく必要があります。

【普及啓発活動の推進】

(1) 家庭・地域における取組

○ボランティアとの連携を強化し、市民会館まつり等での読み聞かせイベントなどを実施することで、読書に関する理解や関心を高める活動を行うことができました。

⁶ デイジー図書

文学作品などを音声で聞くことのできるデジタル化された資料。頭出しやしおりの機能があり、長時間の録音、再生が可能。

⁷ 子ども読書活動推進会議

「袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」に示した方策について、各関係機関が点検・評価をし、本会議において情報交換をすることにより、読書活動のより良い推進に向けて共通理解を図ります。なお、点検・検証については事務局が作成した評価シートによるものとします。

▲家庭教育学級の参加者が少ない状況のため、周知方法や内容を見直し、参加者が満足するような講座としていく必要があります。

(2) 学校・保育所等における取組

○幼稚園、保育所では絵本の魅力を伝えるため、「えほんだより」や「園文庫だより」を定期的に発行し、保護者への普及啓発を行いました。

○学校図書館だよりを発行し、おすすめ本の紹介や行事・季節に合わせた本の紹介を行い、子どもたちの読書意欲を喚起し、保護者への読書活動への参加を促しました。

▲保護者により読書への関心の度合いが違うことから、読書の楽しさや大切さを伝えられるような「えほんだより」や「学校図書館だより」を発行していく必要があります。

(3) 公立図書館における取組

○5年以内に出版された図書から対象年齢別に選定した図書リストを定期的に発行するとともに、読書週間には特別なおすすめリストも提供しました。

○小学生向けの「こどもページ」を含む図書館ホームページをリニューアルするとともに、Web予約システムの導入とSNSを活用した情報発信により、利用者の利便性と情報アクセスを向上させることができました。

▲こども読書週間記念行事に合わせて配布している「おすすめ図書リスト」について、子どもたちの多様なニーズに対応した内容としていく必要があります。

(4) 行政における取組

○市内で活動しているNPO法人、民間ボランティア団体を支援することにより、市民に対して幅広い読書活動の機会を提供することができました。



3 子どもの読書に関するアンケート・インタビュー調査

【調査の目的】

第五次計画の策定に向けて、本市の子どもたちの読書活動の現状を把握し、多様な意見を取り入れ、子どもたちの視点に立った取組を行うために意見聴取の機会を設ける必要があります。

本市では、第四次計画期間である令和3年度から令和6年度の間、小学校6年生の児童、中学校3年生の生徒を対象にアンケートを実施してきました。

また、子どもの意見聴取の幅を広げるため、今回新たに袖ヶ浦高校の生徒を対象にインタビュー調査を行いました。

【アンケート・インタビューの結果から見える現状と課題】

アンケート・インタビューの結果から回答結果を抜粋し、そこから見えてきた課題を調査ごとに記載しています。

(1) 小学生・中学生調査

■読書が好きな子どもの割合

回答	区分	R3	R4	R5	R6	目標
好き・どちらかという好き	小6	74%	75%	74%	86%	83%以上
	中3	77%	80%	72%	78%	83%以上

◇回答結果

- ・読書の好き嫌いについて、小学生については「好き・どちらかという好き」の割合は、令和6年度は目標値である83%を上回っております。

中学生については、割合が上昇した年度もありましたが、令和6年度は78%となっており目標値を下回っています。

▲課題

小中学生ともに読書が好きな子どもの割合を一定数保っていますが、中学生の目標値に達していないため、読書の機会を提供することやおすすめ図書の紹介などの取組を継続して行う必要があります。

また、本に対する興味や関心が持てるような取組を推進する必要があります。

■小さい頃読書が好きだった子どもの割合

回答	区分	R4	R5	R6
好き・どちらかという好き	小6	88%	87%	93%
	中3	83%	79%	81%

◇回答結果

- ・小さい頃の読書の好き嫌いについて「好き・どちらかという好き」の割合は一定の増減はありますが、高い数値で保たれています。

▲課題

- ・乳幼児期にブックスタートや読み聞かせを行っているため、読書が好きな子どもが多いことが読み取れます。年齢が上がっても継続して興味関心を持ってもらえるように取組を推進する必要があります。

■不読率（1か月の間に1冊も本を読まない子どもの割合）

回答	区分	R3	R4	R5	R6	目標
1冊も読んでいない	小6	12%	16%	19%	9%	18%以下
	中3	27%	26%	27%	24%	30%以下

◇回答結果

- ・1か月間1冊も本を読んでいない子どもの割合の増減はありますが、令和6年度調査で目標を達成しています。

▲課題

- ・不読率が低いことから、本に触れる機会が充実していることが読み取れます。さらに多くの子どもたちが読書に触れる機会を得られるように、引き続ききっかけづくりを行っていく必要があります。

（2）高校生調査

図書委員であり、おはなし会等に協力してくれている袖ヶ浦高等学校の生徒を対象にインタビュー調査を行いました。

■なぜ本を読むのですか。また本を読みたくなるのはどんな時ですか。

- ◇空いた時間や暇な時間に読みたくなるという意見が多くありました。本を読む理由としては本の世界に入ることによって色々な経験ができるという意見が出ました。

■これまで読書をしてきて良かったことは何ですか。読書をするるとどんな良いことがあると思いますか。

◇難しい漢字が読めるようになった、語彙力や表現力が高まったという意見がありました。

■読書は必要だと思いますか。

◇本を読むと読解力・表現力が上がるという意見がありました。また、必ずとは言いませんが、授業や日常生活で語彙力や表現力は大事なので必要という意見もありました。

■学校や地域の図書館をいつも使いたくなるためにはどんなことが必要だと思いますか。

◇人が集まりやすい場所（袖ヶ浦駅前など）にあったら使いやすいという意見がありました。また、本を借りたらしおりが貰えるなどのキャンペーンがあると行きたくなるという意見もありました。

【インタビュー調査の結果】

・読書への動機と読書体験

読書は、空き時間や暇な時間を有効活用する手段として捉えられており、読書を通じて、読解力や語彙力、表現力が向上するといった具体的な効果を実感している生徒が多いようです。

・図書館の利用促進

図書館の利用を促進するためには、アクセスしやすい場所への設置が重要であるという意見が見られました。また、本の貸し出し時に特典を付与するキャンペーンなどを実施することで、若者の図書館利用を促すことができると考えられます。



↑ 袖ヶ浦高校生徒へのインタビューの様子

第4章 第五次計画の基本的な方針

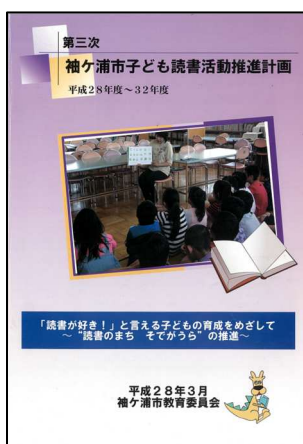
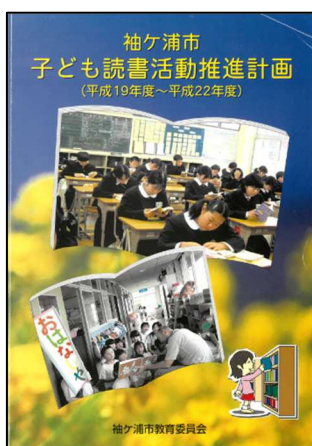
1 基本理念

「読書が好き！」と言える子どもの育成をめざして
“読書のまち そでがうら”の推進

子どもを取り巻く読書環境は大きく変化しており、多様な子どもたちの視点に立った取組の推進、デジタル社会に対応した読書環境の整備などが、今後取り組むべき主な課題として挙げられます。デジタル化が加速する現代においても、乳幼児期はあらゆるものを体験し、知る貴重な期間です。読み聞かせを通して紙の本と出会い、親子の触れ合いを通して読書への興味を育むことは、子どもたちの成長にとって非常に重要です。

子どもたちの人格形成において、読書は大きな役割を果たします。第四次子ども読書活動推進計画においては、自主的な読書活動を通して、自ら考え、表現し、想像する力を育むとともに、多様な文化や価値観を理解できるよう、取組を行いました。子どもたちが一層読書に親しみ、読書習慣を確立するためには、子どもたちが読書の楽しさを知り、読書を好きになることが不可欠です。

これらの背景を踏まえ、袖ヶ浦市における子どもの読書活動に関する意義と重要性は変わらないことから、第五次計画においても、この基本理念を実現するために、3つの方針と4つの方策を定め、第五次計画における取組を推進します。



2 基本方針

(1) 読書に親しむ機会の充実

子どもたちが読書の楽しさを知り、豊かな心を育むために、家庭、地域、学校が連携し、読書に親しむ多様な機会を提供します。読み聞かせや読書時間の確保を推奨し、図書館や交流センター等での読書イベントを充実させます。また、学校図書館の蔵書を充実させ、授業での読書活動を推進します。これらの活動を通して、子どもたちが様々な本と出会い、多様な価値観に触れることで、豊かな読書体験を育むことを目指します。

(2) 読書環境の整備

すべての子どもたちが読書に親しめる環境を整備するため、家庭、地域、学校は、それぞれの役割を担い、読書環境の充実を図ります。各機関が子どもの発達段階に応じた図書や資料を整備し、利用しやすい環境を整えます。また、特別な支援を必要とする子どもや、日本語を母語としない子どもたちも安心して読書を楽しめるよう、多言語対応の図書の導入など読書活動を支える環境を充実させます。さらに、近年の情報通信技術の発展による読書離れに対応するため、「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」を開催し、読書活動の推進体制を強化するよう努めます。

(3) 普及啓発活動の推進

子どもたちが自ら読書に親しむためには、周囲の大人の理解と協力が不可欠です。そこで、保護者をはじめとする大人たちに対しても、読書の楽しさや重要性を伝える普及啓発活動を行います。

読書イベントの開催や、SNS を活用した情報発信を通じて、読書に対する関心を高めます。また、子どもたちの興味を引くような魅力的な本の紹介や、読書を習慣化するための取組を行うことで子どもたちが積極的に本を読むようになることを目指します。

第5章 第五次計画の具体的な取組

第4章で述べた基本方針に対する具体的な取組の体系は以下のとおりです。

基本方針	方 策	具 体 的 な 取 組
1 読書に親しむ 機会の充実	(1)家庭・地域における取組	①家庭・地域における読書習慣の定着 ②各機関やボランティアと連携した講座の工夫及び実施
	(2)学校・保育所等における取組	①読み聞かせボランティアや出張おはなし会の積極的活用（保・園） ②保育士の資質向上のための研修の充実（保・園） ③学校図書館における読書活動の推進（小・中）
	(3)公立図書館における取組	①おはなし会や、絵本の読み聞かせの開催と周知 ②小中学校・高等学校等との積極的な連携・協力 ③「ブックスタート」による家庭教育支援 ④「こどもの読書週間」等イベントの開催
	(4)行政における取組	①「図書館を使った調べる学習」の推進 ②学校司書の資質向上のための研修の充実（小・中）
2 読書環境の 整備	(1)家庭・地域における取組	①家庭における日常的な読書習慣向上のための取組
	(2)学校・保育所等における取組	①発達段階に応じた定期的な図書の選定会の実施（保・園） ②絵本コーナーの整備・充実（保・園） ③学校図書館の資料の整備・充実（小・中）
	(3)公立図書館における取組	①デジター図書を含むデジタル資料の活用と周知 ②「多文化共生の視点」に立った資料の充実 ③外国語資料の充実 ④ボランティアの育成と連携強化
	(4)行政における取組	①学校図書館支援センター事業の充実 ②図書流通システムの連携強化 ③「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」の開催 ④調べ学習等におけるICT機器の活用促進（小・中）
3 普及啓発活動の 推進	(1)家庭・地域における取組	①家庭教育学級における読書に係る講座の開催 ②様々なガイドブックの活用による読書活動の推進
	(2)学校・保育所等における取組	①保育参加等の行事や「おたより」の活用（保・園） ②図書館だより等による学校図書館の利用促進（小・中）
	(3)公立図書館における取組	①ニーズに合わせたおすすめ図書リストの定期発行 ②ホームページ、SNSを活用した事業情報の発信 ③公立図書館の理解を深める講座や見学会等の実施
	(4)行政における取組	①NPO、民間ボランティア団体等に対する支援

（保・園）は保育所・幼稚園・認定こども園、（小・中）は小学校・中学校を示しています。

1 読書に親しむ機会の充実

(1) 家庭・地域における取組

- ①地域の子どもたちに読書の機会を提供するとともに、家庭でも読書をする習慣が定着できるよう、交流センターの図書室にて開催する「すきすき絵本タイム」を充実させます。
- ②保護者が読書に興味をもって、親子で読書活動を楽しめるようにするため、公立図書館の利用につながるような公民館講座の工夫や、各機関やボランティアと連携した企画の検討を行います。

(2) 学校・保育所等における取組

- ①保育所等では、子どもたちに絵本を読んでもらう心地よさ、楽しさを伝え、おはなしの世界の楽しさを発見してもらえるように、読み聞かせボランティアや「出張おはなし会」を積極的に活用します。
- ②保育所では、季節や子どもの興味関心に合わせた絵本の選定や読み聞かせの技術向上のために、研修等を通して保育士が学べる機会を設けます。
- ③小・中学校では一斉読書の時間等を活用し、読書の促進に努めます。また、「子ども読書の日」や「読書週間」と関連したイベントを企画し、本に親しむ機会を提供します。

(3) 公立図書館における取組

- ①館内おはなし会は、子どもの年齢や保護者のニーズに合わせて、開催方法、頻度、日程を柔軟に設定するとともに、効果的な広報活動を行い、より多くの子どもたちに楽しんでもらえるように努めます。また、出張おはなし会は、小学校や市内保育施設などからの依頼に積極的に対応し、読書の楽しさを届けます。
- ②図書館内掲示や出張おはなし会について、より多くの学校・市内保育施設と連携できるよう、積極的な呼びかけを行います。また、子どもたちの興味関心に応じたテーマでの展示など、子どもたちが図書館に親しみ、読書への興味を深めるような工夫を行います。
- ③「ブックスタート」を引き続き実施するとともに、SNS等での周知に努めます。なお、対象年齢の子どもたちには、絵本や読み聞かせに関する情報などを入れたブックスタートパックを配布します。

- ④「こどもの読書週間記念行事」や、「夏のトシヨロフェア」など各種イベントについて、参加意欲が高まり読書活動につながるような企画内容となるよう努めます。

(4) 行政における取組

- ①子どもたちが図書館を活用して主体的に学び、問題解決能力を身につけられるよう、「図書館を使った調べ学習」への取組を推進します。
- ②小中学校では司書教諭や学校司書を対象に、学校図書館の実務に関する専門知識を習得するための研修会を定期的を開催します。ベテランの学校司書による指導や、先進的な取組事例の共有を通じて、実践的なスキルを向上させます。さらに、学校間での情報交換の機会を設け、日々の活動における課題解決を支援します。

2 読書環境の整備

(1) 家庭・地域における取組

- ①日常的に家族が読書に親しむ姿は子どもが読書習慣を身につけていく上で、非常に重要です。そのため、家庭教育学級において読み聞かせの意義を保護者に伝え、読書環境の一層の充実を図ります。

(2) 学校・保育所等における取組

- ①保育所では公立図書館の協力を得て、子どもの発達段階に応じた良質な図書を選定するため、定期的に選定会を実施します。
- ②保育所では子どもたちが絵本に安心して触れられるよう、職員間での情報交換を行い、絵本コーナーの充実を図ります。また、絵本を大切にすることの育み、豊かな心を育むことを目指します。
- ③子どもたちの学習活動に対応する蔵書の充実を図るとともに、各学校間の図書の相互貸借「図書流通システム」を積極的に活用し、児童生徒の興味関心や発達段階に合わせた様々な資料を提供します。また、学校図書館の活用方法等を周知するため、教職員向けオリエンテーションを実施します。

(3) 公立図書館における取組

- ①子どもたちに多様な読書の機会を確保するため、読書バリアフリーの観点からもデイジー図書を含むデジタル資料の活用と周知を行います。
- ②多様な文化やLGBTQなど、多様性についての理解を深められる関係資料の積極的収集に努めます。
- ③外国語絵本を所蔵しない館に一定期間絵本を移管し、展示と貸出を行います。
- ④ボランティアの育成とスキルアップを図ります。また、ボランティアとの連携を強化し活動を支援します。

(4) 行政における取組

- ①学校図書館支援センターでは、積極的に学校図書館へ訪問することで、情報・資料を提供し、「学習・情報センター」機能の一層の充実に努めます。
- ②図書流通システムを継続して運用し、学校図書館、公立図書館、郷土博物館の連携を強化することで、子どもたちの学びを支えます。
- ③各関係機関の取組の成果と課題等の情報を共有するため、「子ども読書活動推進会議」を開催し、課題の解決につなげるとともに、各機関との一層の連携強化を目指します。
- ④子どもの情報収集能力や活用能力の育成のため、タブレット端末等のICT機器が調べ学習や読書活動でさらに活用されるよう促進します。

3 普及啓発活動の推進

(1) 家庭・地域における取組

- ①交流センターにおいて、家庭教育学級の学習計画の中に保護者を対象とした読み聞かせ講座等を引き続き実施し、SNSを活用した周知を行うとともに、子どもの読書に関する重要性についての理解や関心を高める講座内容とします。
- ②関係機関が発行するガイドブックやリーフレットを保護者に配付し、家庭での読み聞かせや読書活動を推進します。

(2) 学校・保育所等における取組

- ①絵本の読み聞かせは、子どもたちの豊かな心を育み、想像力を掻き立てます。親子の絆を深めながら、お子さんの成長を温かく見守る読書習慣をつくるため、保育所では、保育参加等の行事や「えほんだより」等を通じて絵本の魅力と読み聞かせの大切さを保護者に伝えます。
- ②小中学校では、学校ホームページや図書館だよりの発行を通じ、読書に関する情報を伝えるとともに、学び方ガイドを通じて探究的な学習の推進や学校図書館の活用促進を図ります。

(3) 公立図書館における取組

- ①定期発行の「おすすめ図書リスト」に子どもたちの多様なニーズに合わせ掲載する本を選定します。
- ②図書館のホームページや各種 SNS を活用し、事業の情報発信に努めます。
- ③子どもと保護者を対象とした講座を実施し、家庭での読書の啓発を図るとともに、児童・生徒向けの図書館見学や職場体験を行い、図書館をより身近な施設と感じてもらえるよう努めます。

(4) 行政における取組

- ①NPO団体、民間ボランティア団体等に対し、活動機会の提供・広報活動等の支援を行います。

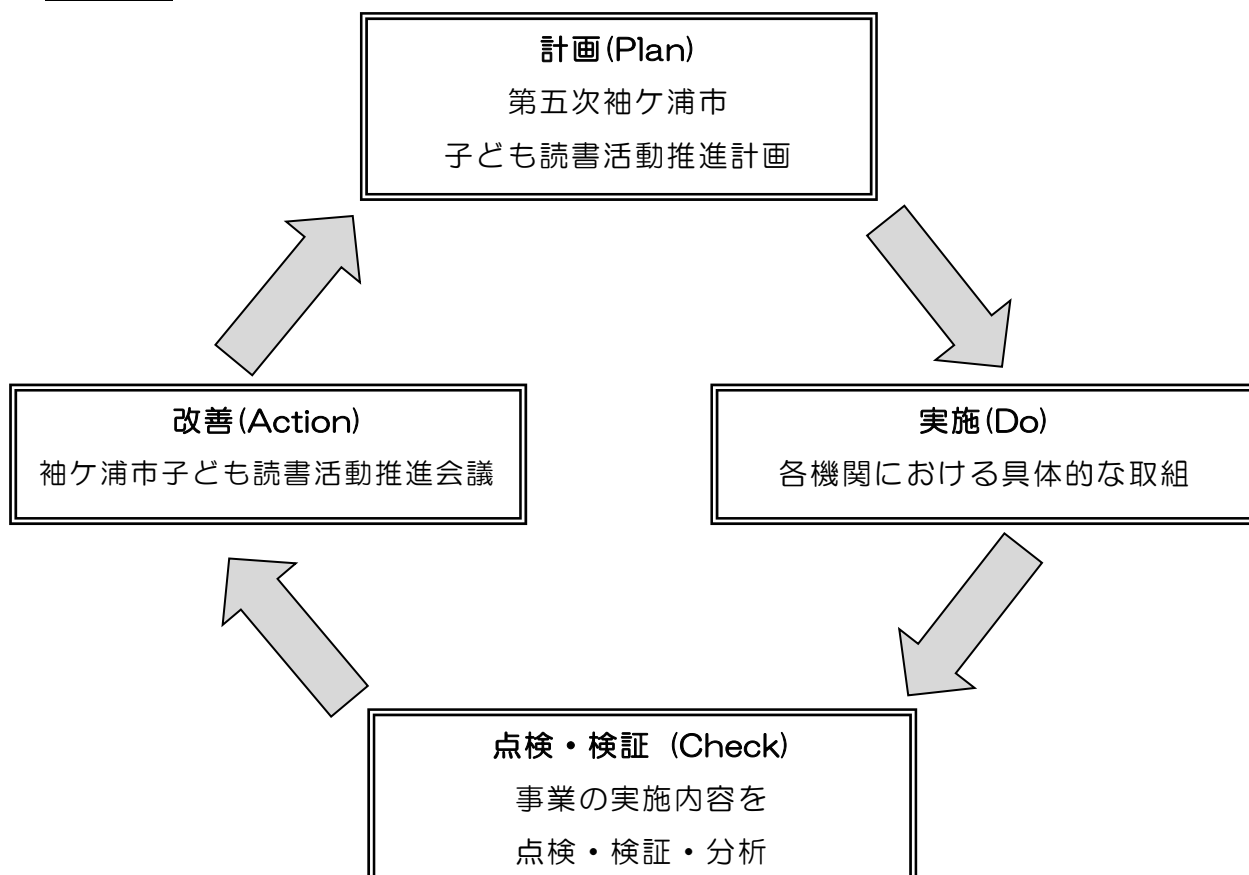
第6章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 方策の推進体制

読書活動を効果的に推進するためには、家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館、行政が連携し、課題解決を図ることができる体制の確立が必要です。

そのため、引き続き「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」を開催し、取組の進捗状況を分析するとともに、内容の改善に努めることで、読書活動のより良い推進を目指します。また、第五次計画期間満了時には、各取組における成果と課題を整理し、次期計画の策定に反映させます。

【PDCA⁸サイクルに基づく推進のイメージ図】



⁸ PDCAサイクル

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）を繰り返すことによって、事業を継続的に改善していく手法。目標を設定したら、計画【P】を立てて、実行【D】し、実行したことを評価【C】して、より効果的になるよう改善【A】したら、再び計画【P】を立てることを繰り返していくこと。

2 目標とする数値

本計画の達成状況の点検・評価を行うために、令和13年度を目標年度とする数値を定めました。

基本方針	評価指標		第四次計画推移				目標	
			R3	R4	R5	R6	【R13】	
1 読書に親しむ機会の充実	①読書が好きな子どもの割合	小6	74%	75%	74%	86%	小6	90%
		中3	77%	80%	72%	78%	中3	80%
	②1か月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合	小6	88%	84%	81%	91%	小6	92%
		中3	73%	74%	73%	76%	中3	80%
③出張おはなし会の実施箇所数		22箇所	27箇所	30箇所	35箇所	38箇所*1		
④こどもの読書週間記念行事参加人数		861人	1,064人	1,045人	972人	1,000人*2		
2 読書環境の整備	⑤小中学校の学校図書館における一人あたりの年間貸出冊数	小	73.2冊	73.4冊	70.3冊	83.2冊	小	85冊
		中	26.6冊	14.7冊	13.4冊	14.6冊	中	25冊
	⑥市内保育施設における図書選定会の年間実施回数		平均5回	平均5回	平均5回	平均5回	平均5回以上	
⑦教職員向けオリエンテーションを実施した学校数	小 中	新型コロナウイルス感染症防止のため未実施		6/7校 2/5校	6/7校 2/5校	小 中	全校 全校	
3 普及啓発活動の推進	⑧乳幼児家庭教育学級における読書に関する講座の満足度		66%	87%	70%	90%	100%	
	⑨SNSを活用した児童向けイベント情報の年間発信回数		24回	26回	27回	27回	30回	
	⑩市内保育施設におけるおたよりを活用した年間啓発回数		平均3回	平均3回	平均3回	平均3回	平均3回以上	

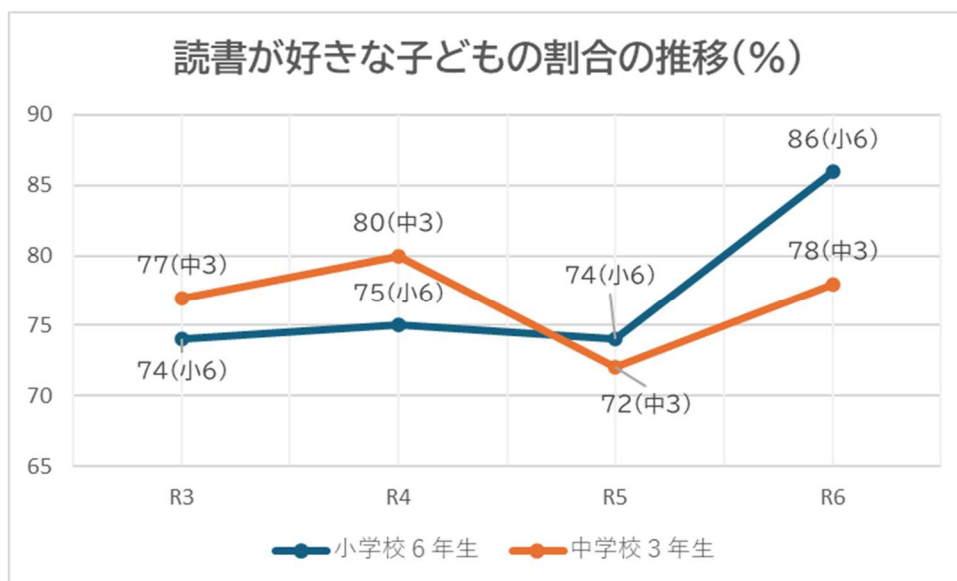
※1 市内小中学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園等が対象。令和7年度現在約60箇所。

※2 4月下旬～5月上旬の「こどもの読書週間」の前後の期間を通じて、1か月程度開催。対象は0歳～小学生までとし、R7.10.31現在で約7,600人。

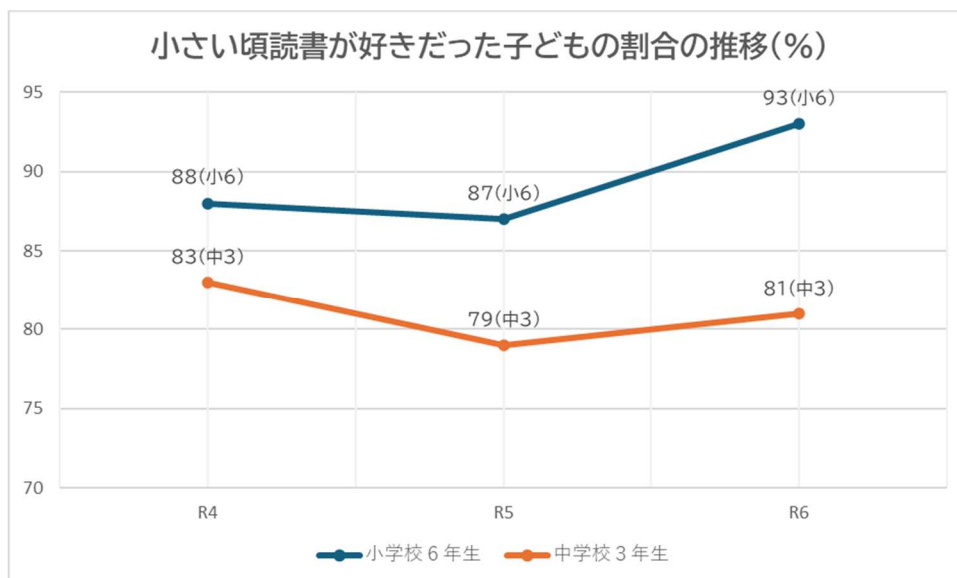
關係資料

1 小中学生に対するアンケート調査の結果（令和3年度～令和6年度）

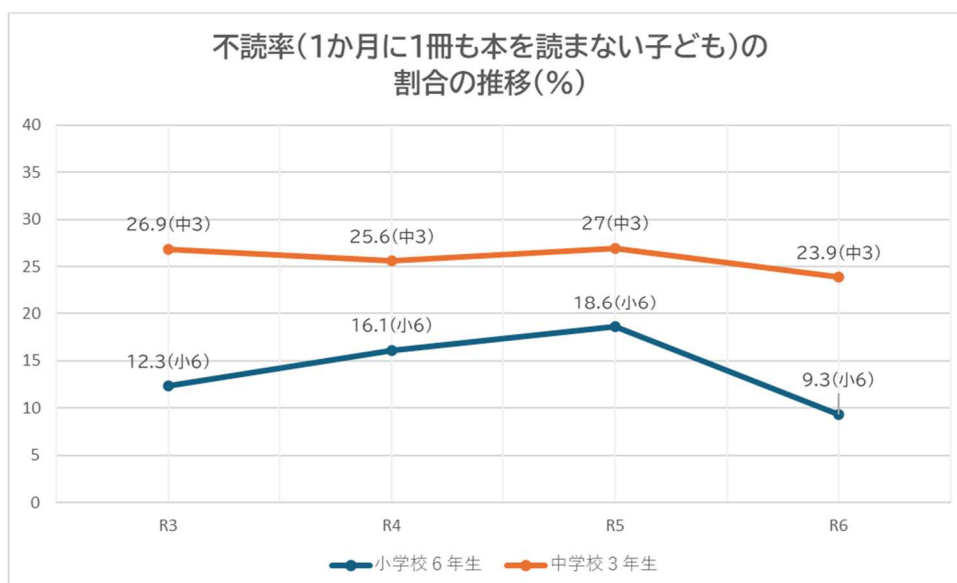
質問1



質問2

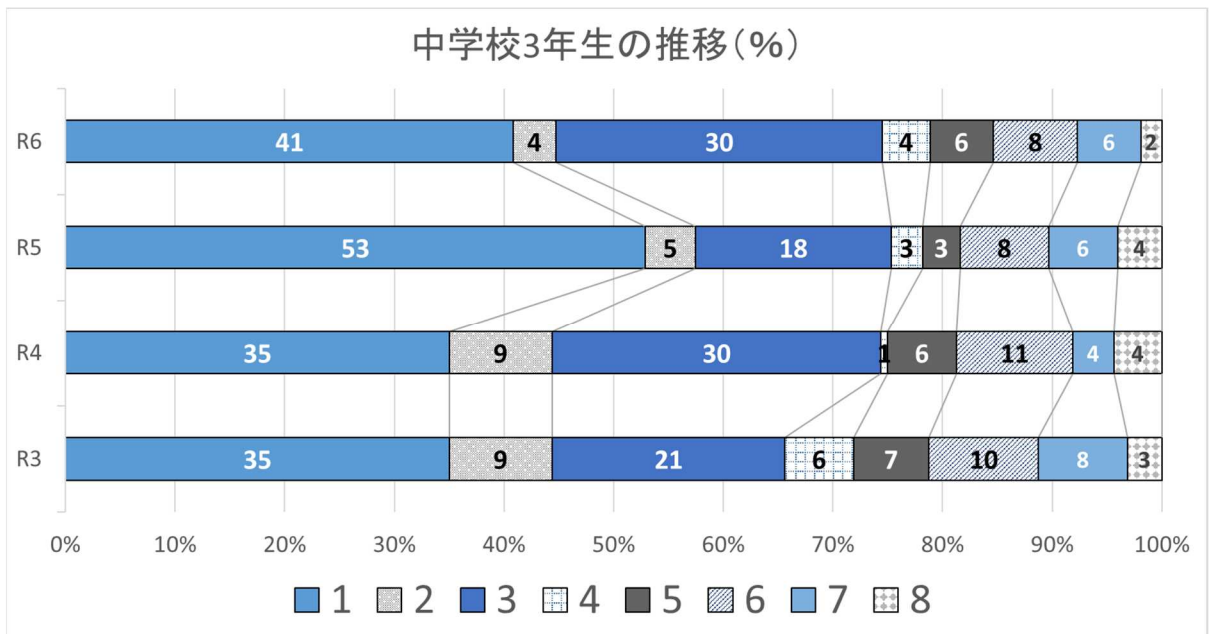
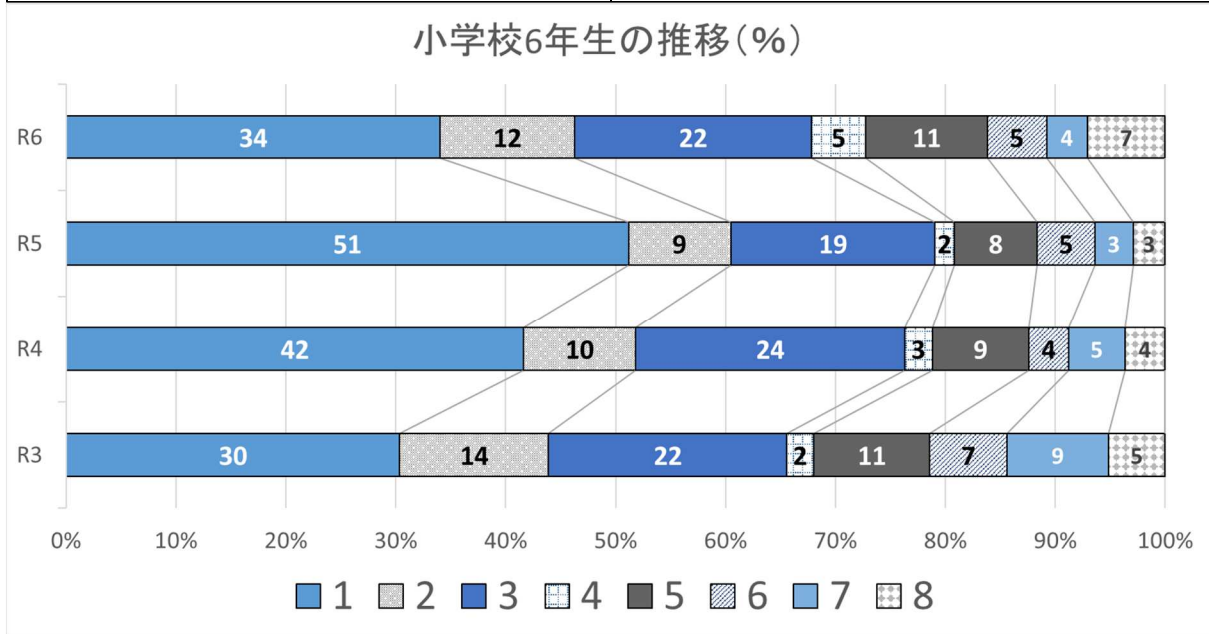


質問3



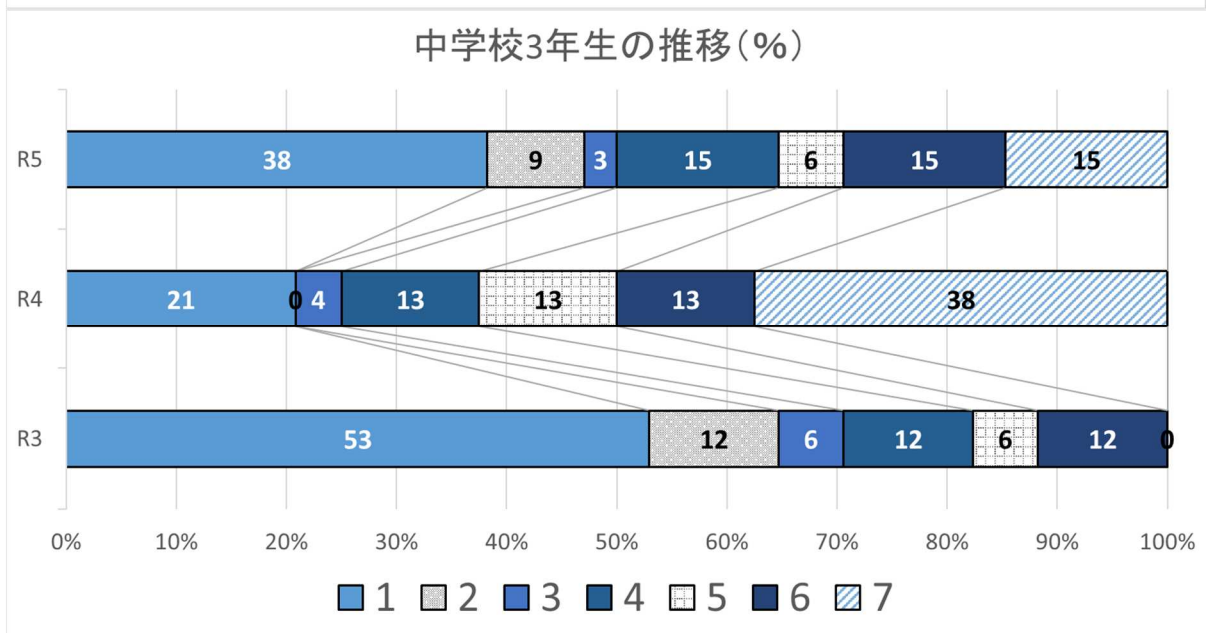
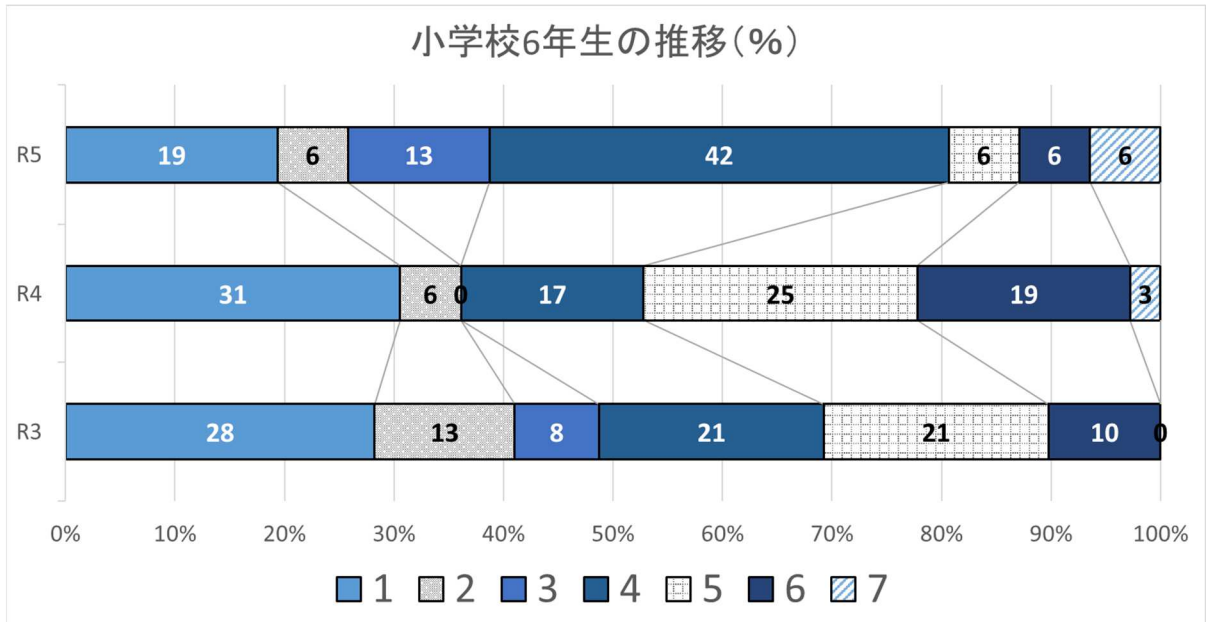
質問4 本を読む理由は何ですか。

1. 学校で本を読む時間があったから（朝の一斉読書など）	5. 知らないことがわかるから
2. すすめられた本がおもしろそうだったから	6. テレビや映画を見て、原作を読んでみようと思ったから
3. 物語を読むのが好きだから	7. 話題の本があったから
4. 学校の勉強のため	8. その他



質問 5 本を読まない理由は何ですか。

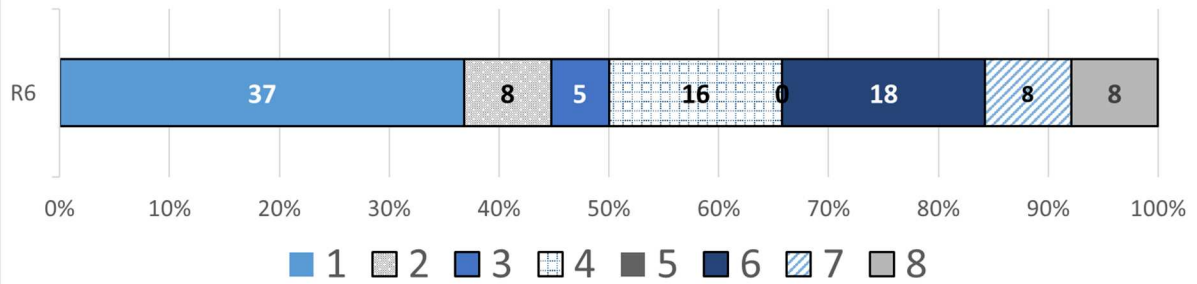
1. 読書に興味がないから	5. マンガや雑誌の方が楽しいから
2. 文字を読むのが苦手だから	6. スポーツやほかの趣味の方が楽しいから
3. テレビの方が楽しいから	7. その他
4. ゲームの方が楽しいから	



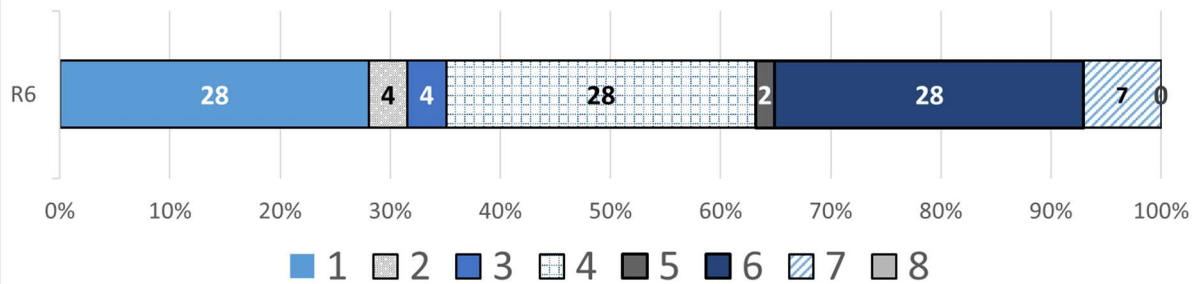
※令和6年度より「本を読まなかった・読めなかった理由」に変更

1. 読んでみたい本がなかったから	5. 図書館が近くにないから
2. 読んでみたい本はあったが、手に入らなかったから (買えなかった、または借りれなかった)	6. 読書に興味がないから
3. 何を読んだらよいかわからなかったから	7. 文字を読むのが苦手だから
4. 勉強・塾・習い事で時間がなかったから	8. その他

小学校6年生の推移(%)

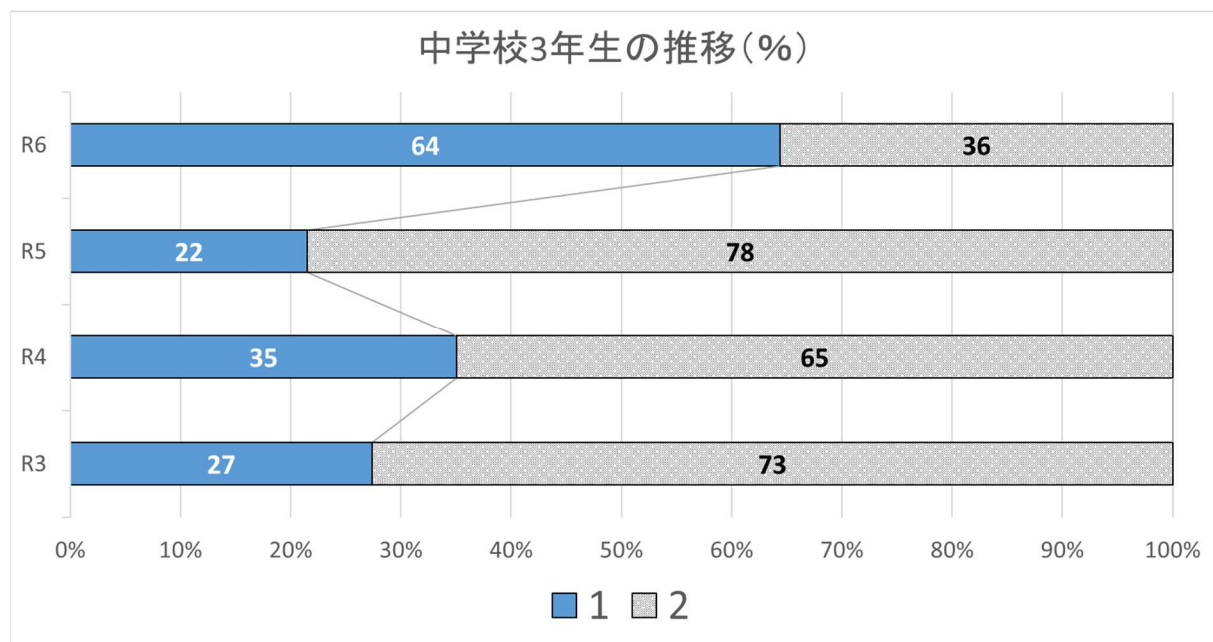
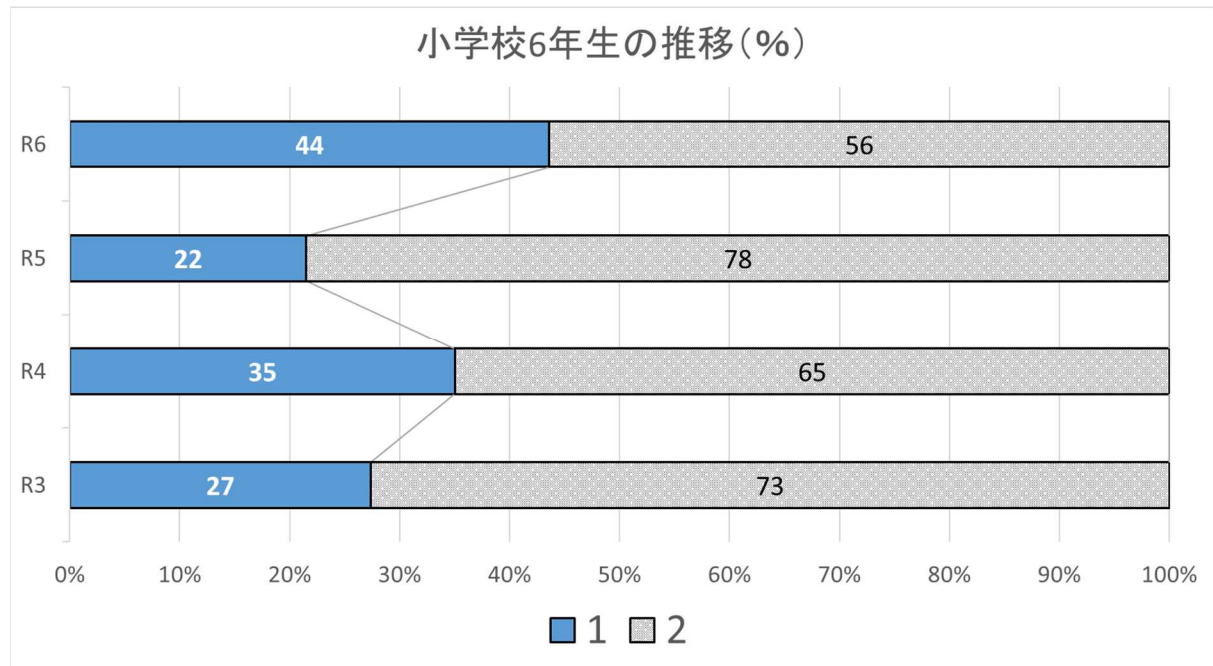


中学校3年生の推移(%)



質問 6 パソコンやスマートフォンで読書をしたことはありますか。

1. ある	2. ない
-------	-------



2 高校生に対するインタビュー調査の結果

実施時期 令和7年7月

対象 袖ヶ浦高校生徒 14名

①読書は好きですか？

はい 14名 いいえ 0名

②授業の時間を除いて、普段休み時間や自宅で本を読みますか？

はい 14名 いいえ 0名

③なぜ本を読むのですか。また、本を読みたくなるのはどんな時ですか？

- ・暇な時間 ・空いた時間
- ・嫌なことから逃げたいとき

④これまで読書をしてきて良かったことは何ですか。読書をするるとどんな良いことがあると思いますか。

- ・漢字が読めるようになった ・現実逃避ができる
- ・語彙力が高まる・表現力が上がる

⑤どのように読書をする本を手に入れていきますか。

- ・書店で購入する ・公立図書館で借りる
- ・母が借りてきてくれる

⑥②でいいえと回答した方にお聞きします。なぜ読書をしないのですか。

→該当なし

⑦読書は必要だと思いますか。

- ・本を読むと読解力、表現力が上がると思うので、日常生活や学校の授業で有利になると思う。
- ・語彙力や表現力が高まるので絶対ではないが必要だと思う。

⑧この1年間で本を借りたり読んだりするために学校や地域の図書館に行ったことがありますか。

はい 6名 いいえ 8名

⑨図書館でどんな本を読んだり、借りたりしますか。

- ・趣味や好きなものの本 ・小説
- ・文庫本 ・物語 ・現実になさそうな物語

⑩学校や地域の図書館をいつも使いたくなるためにはどんなことが必要だと思いますか。

- ・本を借りたらなにかが貰えるキャンペーン
- ・使い方を明白にする
- ・場所をもっと良い場所にする（アクセスしやすい場所）
- ・もっと図書館を親しみやすくする
- ・何冊か借りたらしおりとか図書カードをプレゼント

⑪電子で書籍を読んだことがありますか。

はい 0名 いいえ 14名

⑫図書館・図書室に要望はありますか？（自由意見）

- ・もっとアクセスしやすい場所に作ってほしい。袖ヶ浦駅前のゆりまちモール内など学生が集まるところに作れば人が集まりやすいと思う。

【子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日）】

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【文字・活字文化振興法（平成17年7月29日）】

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）】

<衆議院本会議>

国民読書年に関する決議（第169回国会、決議第2号）

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成11年（西暦1999年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成13年（西暦2001年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成17年（西暦2005年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から5年目の平成22年（西暦2010年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（笹川堯君外12名提出）

<参議院本会議>

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の10分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（西岡武夫君外6名発議）

学び方カード1

学校図書館の使い方

学校図書館へ行ってみよう

ゆっくり本を読みたい時や、調べたいことがある時に行ってみましょう。たくさんの情報が集まっています。頼りになる場所です。

自分で本をさがしてみよう

○すぐ本が見つからない時は、カウンターにあるコンピュータで検索してみましょう。書名や著者名がわからなくても、件名などの思いつく言葉で検索することができます。他校の図書館の図書も物流システムを使って借りられるので、図書館内で閲覧することができます。

○学校図書館で見つからない時は、学校司書に相談しましょう。市立図書館やその他の図書館にあるかどうか、一緒に調べてもらえます。

本の相談をするときのコツ(レファレンスサービスの受け方)

☆出来るだけ、具体的に相談する方が早く答えに近づけます。

野菜についての本はありますか

野菜の何について調べるのか具体的に教えてね

野菜の種類？野菜の作り方？料理の仕方？生産高？
それによって分類が違うので、置いてある棚も違いますよ

この時期収穫する野菜の栄養価を知りたいのです

栄養価の本は4類の棚にありますよ。この時期に収穫する野菜の種類がわからなかったら、6類の棚にある園芸の本や園芸図鑑を見るといいですよ



学校司書に、本に関することは何でも相談してみましょう。疑問に思ったことがあるけれど調べ方がわからない時、本を読みたいのにどの本がおもしろいかわからない時などに、きっと助けてくれるでしょう。

また、学校図書館には図書資料の他にいろいろなものがあります。有効に使いましょう。

- 新聞 ○雑誌 ○ファイル資料
 - コピー機 ○ファックス ○図書貸出し用コンピュータ
 - インターネットに接続されたコンピュータ・・・3台
- *他の学校のビデオ教材も一部借りられます。



<注意！>

- ◎インターネットは先生に目的を言ってから使うようにしましょう。
- ◎コピーは先生にとってもらいましょう。

I 集める

学び方カード 5

公共図書館の使い方

公共図書館へ行ってみよう
地域の人々が誰でも無料で利用できる公共図書館の使い方を知って、読書や調べものに利用しましょう。

市内の公共図書館と開館時間

袖ヶ浦市には、中央図書館、長浦おかのうえ図書館、平川図書館の他に、公民館図書室（根形公民館、平岡公民館）があります。全館がネットワークでむすばれているので、借りた本を別の図書館や図書室で返却することができます。

★資料カード4 参照

図書館名	電話番号	開館時間
中央図書館	63-4646	9:30~19:00 (4月~9月)
長浦おかのうえ図書館	64-1046	9:30~18:00 (10月~3月)
平川図書館	75-7392	
根形公民館図書室	62-6163	9:30~17:00 (通年)
平岡公民館図書室	75-6663	

利用の申し込み

本人の住所が確認できるものを添えてカウンターで申し込むと資料利用券を作ってもらえます。一枚のカードで市内の図書館、公民館図書室で共通して使用できます。



(資料利用券)

貸出のきまり

貸出は一人15冊まで。2週間以内です。
そのうち、カセット、CDについては3点まで借りられます。

レファレンス・サービス

資料が見つからない時や探し方がわからない時はレファレンスカウンターで相談しましょう。

- 1 書名・著者名がわかれば伝えます。
- 2 調べたい事があるについてなるべく詳しく伝えます。例えば、環境問題を調べるときは、大気汚染、水問題、異常気象、ゴミ問題など、調べたいポイントをしぼることで、たくさんの蔵書の中から適した本を探すことができます。

リクエスト/予約・サービス

探している資料が貸し出し中、または他の図書館にあるときはリクエストすることができます。千葉県立図書館では、電話やFAX、メールでも相談を受けつけています。

ホームページ <http://www.library.chiba.lg.jp>

TEL 043-222-0116 FAX 043-225-8355

本以外の資料

新聞・雑誌・新聞縮刷版・マイクロフィルムの閲覧ができます。
館内のパソコンから外部データベースへのアクセスも可能です。



コピーサービス

著作権法の範囲内で資料のコピーができます。1枚10円です。

【図書館発行 おすすめ図書リスト】

えほん



0才～6才向け
おすすめ絵本リスト
としょクラブ
Vol. 61
袖ヶ浦市立図書館

ねんねねんねおやすみね
高橋 潤子/文、北谷 しげひさ/絵 (福音館書店)
色とりどりのクレヨンたちが、眠そうに「ふわぁー」と大あくびをしています。ページをめくるとクレヨンたちは、箱の中に並んで気持ちよさそうにねんねしています。子猫に靴、お月様たちが大あくびをした後眠りにつく姿は、安心して見て本当に幸せそうです。くり返しの「ねむーい ねむーい」、「ねんね ねんね おやすみね」のゆったりとした言葉のリズムに、大人まで眠くなるようなお休み前にぴったりの絵本です。 0才くらいから [E タ]



あのほん このほん



1ねんせい～4年生むけ
おすすめ本リスト

トシヨロ通信
Vol. 61
そでがうらしりつとじょかん

こてんちゃんがきた!
いとう みく/作、かのう かりん/絵 (理論社)
ゆずのクラスのこてんちゃんは、せなかにはね、足にはせの高いげたと、かわったかっこうをしています。おまけにじゅぎょう中にねたり「おなががすいた!」といったりとてじゆうです。さいしょはしんばいしていたゆうずですが、クラスの子たちに「わーがまま」といわれても、それにあわせておどるこてんちゃんを見ていたのしくなってきました。じゅぎょうさんかんの日に、こてんちゃんが後ろをむいて手をふる、ほかの子たちも気になってしかたありません。すると先生がゆるしてくれて、みんなで後ろをむいて手をふりました。ゆかいなこてんちゃんのおはなしが6つ入っています。 1ねんせいくらいから [193 イ]

ジュニア トシヨロ



Vol. 13
小学5年生～中学生向け
おすすめ図書リスト
袖ヶ浦市立図書館

見たことのないものをつかまえた! 世界の変な生き物探訪記
平坂寛/著 (偕成社)
小さな漢体が弱く生き物の本を読んで過ごした少年は、見たことのない生き物をつかまえ、色々な人に知ってもらいたいと思い、大きくなって生物ライター＆珍獣ハンターになりました。沖縄で世界一大きな新種のムカデにかまれたらどうなるか試してみたり、アマゾンで電気ウナギに感電した後はかは焼きにして食べてみたり、毒のあるカエルをおいしく食べる方法を考えたりと、つかまえた生き物はとことん納得がいくまで調べつくします。たくさん写真やイラストで、ちょっと(?)危険でわくわくする世界を飛び回る平坂さんの研究成果をまとめた本です。今までつかまえた主な生き物の地図もあります。 5年生くらいから [482 ヒ]



ティーンズトシヨロ vol. 51

高校生向けおすすめ図書案内
袖ヶ浦市立図書館 2025年7月発行

お気に入りの一冊に出会えますように♪

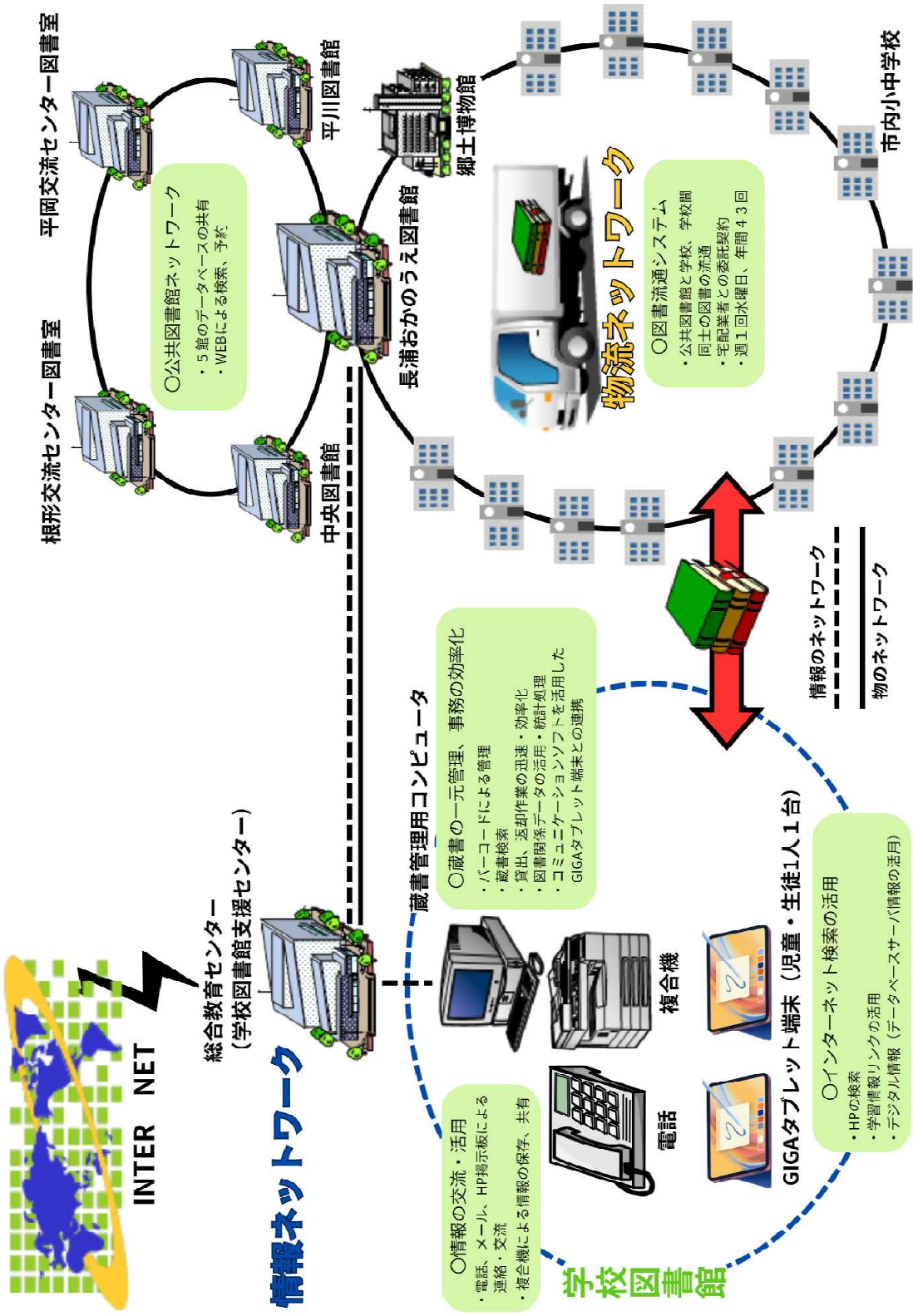
『図書館のゆるゆる人生質問箱』 中高生の悩み、質問、雑談に、図書館職員がお応えします!
北海道斜里町立図書館/著 (ワニブックス) 2025年4月
北海道の東部、小さな町の図書館にある匿名掲示板で行われた中高生と図書館職員のやり取りを綴った一冊。「人との上手い関わり方って?」「好きな給菜はなんですか?」など、友達、学校、恋や将来についての中高生の悩みや質問に、図書館職員が真剣に、時にはユーモアを交えながら応えています。読むと心が温まる一冊です。
長瀬一敏 [159ト]

『中学3年生の息子に贈る、学校では教わらない「お金の真実」』
安田 修/著 (Gokken) 2024年6月
お金について学び続け考え続けてきた著者が、大事な人に伝えたいお金の話を中学生でも読めるようにできるだけ難しい用語を使わずに書いた本です。「お金」とは何か、「働く」とはどういうことか、「会社」は作れるか、「投資」は儲かるのかや「詐欺」にひっかからないために知っておきたいお金のしくみやなどをわかりやすく解説しています。
中央青少年 [330ヤ]




学習・情報センター機能の整備

■必要な情報を収集・選択できる学校図書館づくり



袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定を円滑にするため、袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、子ども読書活動に関する調査及び研究を行い、計画を策定し、教育委員会へ提示する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、別表1に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱に基づく計画を委員会が教育委員会へ提示し、受領された時点で終了するものとする。

2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充できる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

(意見等の収集)

第7条 委員会は、計画（案）の策定に関し、幅広い意見等収集のため、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会には別表2を部会員とする検討部会を設置する。

2 検討部会は、委員会に付議する事案及び委員会で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。

第9条 委員会及び部会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

学識経験者
市PTA連絡協議会代表
図書館協議会代表
市小中学校長代表
企画政策課長
財政課長
子育て支援課長
保育幼稚園課長
教育部長
学校教育課長
総合教育センター所長
中央図書館長
生涯学習課長

別表2（第8条関係）

子育て支援課（1名）
市立保育所（1名）
学校教育課（1名）
総合教育センター（1名）
学校図書館支援センター（1名）
中川幼稚園（1名）
学校司書（1名）
中央図書館（2名）
おはなし会ボランティア（1名）
公民館（1名）
生涯学習課（2名）

第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿

No.	役 職 等	氏 名	備 考
1	学識経験者	鈴木 清美	委員長
2	市PTA連絡協議会副会長	葛田 加奈恵	
3	図書館協議会委員	宮越 賢子	
4	根形小学校校長	鳥海 隆之	
5	企画政策課長	森 和博	
6	財政課長	武田 芳徳	
7	子育て支援課長	若月 義治	
8	保育幼稚園課長	勝畑 孝光	
9	教育部長	高浦 正充	副委員長
10	学校教育課長	鈴木 大介	
11	総合教育センター所長	矢部 やよい	
12	中央図書館長	柏木 喜男	
13	生涯学習課長	長谷川 秀明	

第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討部会名簿

No.	役 職 等	氏 名	備 考
1	子育て支援課 副課長	鈴木 亮満	
2	平川保育所 所長	安藤 朋子	
3	学校教育課 指導主事	細田 雄宇	
4	総合教育センター 研究指導主事	高橋 貴子	
5	学校図書館支援センター スタッフ	梶本 知子	
6	中川幼稚園 主任教諭	津谷 郁美	
7	根形中学校 学校司書	佐々木 悦子	
8	中央図書館 班長	相武 麻衣子	
9	中央図書館 主査	佐藤 寛子	
10	中央図書館 おはなし会ボランティア	鈴木 伸子	
11	昭和交流センター 副主幹（～R7.8）	木村 卓郎	
12	昭和交流センター 主事（R7.9～）	亀井 翔太	
13	生涯学習課 社会教育班長	君塚 和枝	事務局
14	生涯学習課 主事（～R7.8）	亀井 翔太	事務局
15	生涯学習課 主任主事（R7.9～）	白石 真優	事務局

おわりに

「子ども読書活動推進計画」の策定に携わらせていただくに当たり、私が最初に行ったのは、自分自身の本との関わりを思い返すことでした。記憶にある最初の出会いは、6歳頃に手にした『くいしんぼうのロボット』です。主人公のように冒険できることに憧れて、自分の名前を何度も逆から読んでいたことを覚えています。中学年の時、先生が毎日少しずつ『子鹿物語』の読み聞かせをしてくださったこと、高学年になり、図書室で推理小説を手にしたたり、学校の前の図書館に寄り道をして、面白い本を見つけて読んだりしていたこと、本はそれぞれの時代の生活に潤いを与えてくれました。教員生活最後にお世話になった市内の職場では、学校司書の方から、子どもたちだけではなく私自身が、図書に関わる多くのことを学ばせていただきました。現在は、月に一度、書店で読みたい本を見つけることが楽しみになっています。今になって、子ども時代に本と触れ合う機会を与えてもらったことへの感謝を実感している次第です。

この度、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画(第五次)」を基本とし、子どもを取り巻く読書環境の大きな変化を捉えながら、全ての子どもたちが一層読書に親しみ、読書習慣を確立していけるように「第五次 袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今回の計画では、3つの方針【(1)読書に親しむ機会の充実(2)読書環境の整備(3)普及啓発活動の推進】と、それぞれの方針に対する4つの方策【(1)家庭・地域における取組(2)学校・保育所等における取組(3)公立図書館における取組(4)行政における取組】を定めています。これにより、市全体の子どもの視点に立ちながら、多方面から効果的に読書活動を推進できるものと考えます。

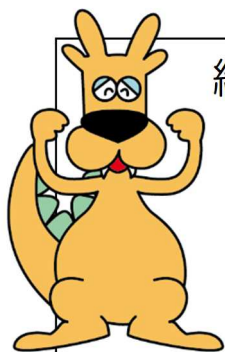
子どもの読書活動の推進は大人(子どもたちの未来も含め)にもつながり、子どもたちと同様に、私たち大人も“言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かなもの”にすることができ、人生をより深く生きられようになると思います。

終わりになりますが、“子どもたちの未来”を大切に考えながら、「子ども読書活動推進計画」の策定に、ご指導、ご尽力いただきました策定検討委員会の皆様、策定委員会事務局及び関係機関の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和8年 3月

第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員会

委員長 鈴木 清美



編集発行 令和8年3月
袖ヶ浦市教育委員会 生涯学習課

住所 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1
電話 0438-62-3743



